

大阪地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件

国側当事者・国

令和2年9月17日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	山本 智子 井上 裕貴 田中 久恵 美馬本 進 森本 秀章 玉田 妙子
被告	株式会社Y
同代表者代表取締役	A
同特別代理人	藤野 恵介

主 文

- 1 原告と被告との間において、別紙供託金目録記載の供託金につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

- 1 請求の趣旨
主文同旨
- 2 請求の趣旨に対する答弁
(1) 原告の請求を棄却する。
(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

- 1 請求原因
(1) 被告は、平成30年8月2日、B株式会社（以下「B」という。）との間で、Bが被告に集金業務を委託する旨の業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結するとともに、本件業務委託契約に基づき、被告がBのために集金した金員につき、Bが被告に対して有する引渡請求権を担保するため、被告が株式会社C（以下「C」という。）に対して、平成30年7月1日から平成31年6月30日までの間に、既に生じたか将来生じる売掛債権をBに譲渡して譲渡担保（以下「本件債権譲渡担保」という。）に供した。

B及び被告は、平成30年10月1日、以下のとおり、本件債権譲渡担保の登記（以下

「本件登記」という。)をした。

ア 登記番号	第●●号
イ 譲渡人	被告
ウ 譲受人	B
エ 債務者	C
オ 登記原因及びその日付	平成30年8月2日譲渡担保
カ 債権の種類	売掛債権
キ 債権の発生日(始期)	平成30年7月1日
ク 債権の発生日(終期)	平成31年6月30日
ケ 登記年月日	平成30年10月1日

(2) 被告は、平成30年11月30日当時、Cに対し、弁済期を同年10月31日とする売掛金債権248万4000円(以下「本件債権」という。)を有していた。

(3) Cは、平成30年12月4日、本件債権につき、債権者不確知を供託原因として、本件債権に前項の弁済期の翌日である平成30年11月1日から供託日である同月30日までの年6分の割合による確定遅延損害金を付した合計249万6250円を、別紙供託金目録のとおり供託金(以下「本件供託金」という。)として供託した。

(4) 原告は、平成30年12月19日当時、被告に対し、別紙租税債権目録1記載のとおり、合計218万2207円の租税債権を有していた。

(5) 原告は、平成30年12月19日、上記(4)の租税債権を徴収するため、国税徴収法(以下「徴収法」という。)62条の規定に基づき、被告が有する本件供託金の還付請求権(以下「本件還付請求権」という。)を差し押さえ(以下、この差押えを「本件差押え」という。)、同日、債権差押通知書を大阪法務局供託官に送達した。

(6) ア 被告は、令和元年7月2日当時、別紙租税債権目録2記載のとおり、457万7507円の納税を滞納していた。

イ 被告は、平成30年11月2日時点で、事実上の倒産状態であり、同日、大阪地方裁判所に破産手続の申立てを行ったが、破産手続費用200万円の予納ができず、同年12月3日に破産手続申立てを棄却する旨の決定がされた。

ウ 被告は、本件債権のほかに見るべき財産を有していない。

(7) 原告は、令和元年7月2日、Bに対し、徴収法24条4項に基づき、本件差押えを同条3項による差押えとして滞納処分を続行するため譲渡担保権者の物的納税責任に関する告知をするとともに、大阪法務局供託官に対し、同条5項に基づき、本件差押えをBの財産に対する差押えとして滞納処分を続行する旨通知した。

(8) 原告の有する被告への租税債権は、令和元年11月30日時点で、別紙租税債権目録3のとおり合計473万6207円である。

(9) 被告は、本件訴訟の口頭弁論終結時である令和2年8月5日に至るまで、原告に対し、本件供託金の払渡しについて承諾しない。

2 請求原因に対する認否

請求原因事実(1)ないし(9)の各事実は、いずれも知らない。

理 由

1 請求原因について

- (1) 証拠(甲10ないし12)によれば、請求原因(1)の事実が認められる。
- (2) 証拠(甲9)によれば、請求原因(2)及び(3)の事実が認められる。
- (3) 証拠(甲7)によれば、請求原因(4)の事実が認められる。
- (4) 証拠(甲15)によれば、請求原因(5)の事実が認められる。
- (5) ア 証拠(甲16)によれば、請求原因(6)アの事実が認められる。
イ 証拠(甲17)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(6)イのうち、被告が破産
手続費用200万円の予納ができなかったため、大阪地方裁判所は、平成30年12月
3日、破産手続申立てを棄却する旨の決定をした事実が認められる。
ウ 証拠(甲18)によれば、請求原因(6)ウの事実が認められる。
- (6) 証拠(甲19の1ないし3及び甲20)によれば、請求原因(7)の事実が認められる。
- (7) 証拠(甲8)によれば、請求原因(8)の事実が認められる。
- (8) 弁論の全趣旨によれば、請求原因(9)の事実が認められる。

2 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第22民事部

裁判長裁判官 龍見 昇

裁判官 甲元 雅之

裁判官 大山 洸来

別紙 省略